

令和7年度 第2回小笠原諸島世界自然遺産 地域連絡会議 議事録

日時：令和7年12月26日（金） 14:30～17:05

場所：（母島）小笠原村役場母島支所会議室 （父島）小笠原世界遺産センター
(内地) オンライン

1. 開会の挨拶

環境省（藤田） ただいまより「令和7年度第2回小笠原諸島世界自然遺産 地域連絡会議」を開催いたします。私は、本会議の司会進行を務めます、環境省小笠原自然保護官事務所の藤田です。皆さま、本日はお忙しい中、地域連絡会議に御参加いただきありがとうございます。本会議は母島をメイン会場とした開催となります。この「地域連絡会議」は世界自然遺産としての価値を守り、その適正な管理のあり方を検討するため、関係機関の連絡・調整を図ることを目的としています。どうぞよろしくお願ひいたします。本日、母島・父島において、会場とオンライン会議システムの併用での開催といたします。それでは、会議開催に当たりまして、東京都小笠原支庁 大場支庁長よりご挨拶をお願いいたします。

東京都小笠原支庁（大場支庁長） 東京都小笠原支庁長の大場でございます。各団体の皆様におかれましては、年の瀬も押し迫った中、第2回の地域連絡会議に御出席いただき感謝申し上げます。昨年度からこの第2回の会議では、それまでの母島部会に代わり、母島の課題を取り上げることとし、母島をメイン会場に開催することとされています。変更後初めての開催となった昨年度はおがさわら丸のトラブルで大幅な予定変更が生じたところですが、本年度は海況が悪くなる時期にも関わらず予定どおりの開催となり、ほっとしているところです。織先生におかれましては、母島までお越しいただき本当にありがとうございます。本来であれば私も母島会場で出席できればよかったのですが、業務の都合により、父島での出席となりましたことをお詫び申し上げます。さて、この秋は10月に南島でアナドリの集団死が発生いたしました。その後11月には父島でオナガガモの「低病原性等」の鳥インフルエンザ感染が確認されました。幸いにもその後は島内での鳥類の感染の報告はありませんが、隔離性の高い海洋島である小笠原諸島に生息する希少な鳥類は、感染症に対して脆弱と言われています。引き続き関係機関も協力し、注視していく必要があります。また、明るい話題といたしましては、先日、東京都が推進する「地域課題解決型スマート東京普及促進事業」の一環として、株式会社ウェザーニューズのAI技術を活用し、日本で唯一気象レーダーが及ばない地域である小笠原村における豪雨被害の軽減と気象精度の向上を目指すことを目的に、小笠原村、株式会社ウェザーニューズ、小笠原支庁の三者で連携協定を締結いたしました。年度内には予定されている箇所に観測装置の設置を行い、観測を開始する予定です。今後、気象データの蓄積と、AIによる分析を行うことで、予報精度の向上に寄与するものと考えています。データの蓄積でしばらく時間がかかるようですが、ぜひウェザーニューズのアプリをご活用いただければと思います。また、先日の日曜日、NHK総合テレビ「ダ

「一ワインが来た！」でオガサワラカワラヒワの保全の様子、各団体が連携協力して取り組む様子が紹介されたということも明るいニュースだと思います。本日の会議では、初めに「母島における世界遺産管理に係る報告」、その後に「小笠原諸島全体に係る報告」を予定しています。引き続き各団体の皆様と連携協力し、世界自然遺産の保全への取組の成果に繋げてまいりたいと考えていますので、皆様方からの忌憚のない御意見をいただければ幸いでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

環境省（藤田） 本日の出席者は、出席者名簿のとおりです。なお、東京都環境局の橋本課長は御欠席となっています。また、本日は科学委員会の委員である織委員に母島会場で御出席いただいています。本会議は、外部ファシリテーターを取り入れた進め方で開催したいと思います。織委員には議事のファシリテーターをお願いいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

<異議なし>

配布資料につきましては、お手元に配布資料の一覧がございますので御確認ください。

それでは、議事に移ります。以降の進行については、科学委員会委員の織委員にお願いしたいと思います。織委員、よろしくお願ひいたします。

織委員 皆さん、こんにちは。大場支庁長がおっしゃったように、昨年はこちらに伺う予定だったのですが、おがさわら丸のトラブルがあったために来られなくなってしまい、ようやくここ母島で地域連絡会議を開くことができ、とても嬉しく思っています。母島は世界遺産価値の中核であるにも関わらず、どうしても会議は父島中心になってしまい、母島の皆さんの現場の声や、保全の現状、課題をリアルに聞くことができませんでした。本日は母島がメイン会場ということもありますので、ぜひ母島の皆さんの御意見をお伺いできればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは御指名をいただきましたので、以降の議事を進行させていただきます。

2. 議事

■ (1) 母島における、世界遺産管理に係る議事

① 「ははの湯」について

織委員 まずは「議事 (1) ①『ははの湯』について」、環境省より説明をお願いします。

環境省（藤田） 資料に入る前に、今年度の「ははの湯」の利用実績について御報告します。問い合わせは何件かありましたが、実際の稼働は0件でした。その上で、資料1-1について御説明します。

1ページです。趣旨ですが、地域連絡会議の参画団体から、「土付き苗を販売する通販サイトにも協力を求めた方が良い」との御示唆をいただいたことに始まります。それを踏まえ、今年の夏から、EC（E-コマース、電子商取引）事業者に対し、購入者や販売者に向けて「ははの湯」の通知ができるような取組をしていただけないかと、環境省か

ら働きかけを行いました。その際には、「環境省とタイアップし、世界自然遺産・小笠原の保全に貢献するための取組である」ことを事業者様自身がPRしていただいて構わない旨もお伝えしました。結果として、au PAY マーケット（au コマース＆ライフ株式会社）、BASE（BASE 株式会社）、minne（GMO ペパボ株式会社）、モバオク（株式会社モバオク）の4社がアナウンスページを作成してくださいり、購入者や販売者に向けた啓発を行っています。その他、6事業者とは現在対応を検討中で打ち合わせ等を行っており、1社からは「対応が難しい」との回答がございました。

2ページです。こちらは、BASE 株式会社の事例です。まず「ショップ向けヘルプ」として、母島に発送する際の注意点として「ははの湯」の利用をお願いしており、「外来種の侵入を防ぐ目的で、環境省が実施している取り組みです。」と記載されています。また、会社から購入者に温浴処理（「ははの湯」）の御案内を差し上げる場合があることを、ショップ向けに周知しています。下部は購入者向けのヘルプです。母島で苗を受け取る際には温浴処理（「ははの湯」）を利用くださいという案内とともに、ウェブサイトの URL を掲載しています。なお、「ショップ向け」ページで、この資料では隠れている部分にも同様に「ははの湯」のウェブサイト URL が載っています。

3ページは minne（GMO ペパボ株式会社）の事例です。「minne ヘルプとガイド」の中に「環境保護についての取り組み」という記事があり、その中で「minneでは、環境省と連携し取り組みを進めております」とし、「現地の『ははの湯』での温浴処理にご協力をお願いしております。」と記載されています。ページ下部には、購入者と販売者の方へ向けた案内があり、購入者には「土付き苗を受け取る場合、商品到着後に『ははの湯』での温浴処理にご協力いただいている。お問い合わせ・ご相談は、環境省母島自然保護官事務所へご連絡ください」とあり、販売者に対し、発送される場合はメッセージにて購入者へ「到着後『ははの湯』での温浴処理にご協力いただきたい」旨をお伝えいただくよう、ご協力ををお願いするアナウンスをしております。今年度よりこのような取組を始めました。

織委員 環境省において多大なる御尽力をいただき、具体的なEC事業者での表示が可能となったことは非常に大きな成果であると考えていますが、残念ながら利用実績は芳しくない状況のようです。当初は「周知が徹底されていないのではないか」との懸念がありました。現在は周知こそなされているものの、実際の利用行動に繋がっていないという現状があるかと思います。その点については、自然保全と生活基盤・島の経済とのバランスをどのように取るかという点が重要になると考えます。本件に関しまして、「ははの湯」の受託業者である小笠原アイランズ農業協同組合母島支店の門脇さん、何か御意見はございますでしょうか。

小笠原アイランズ農業協同組合・母島支店（門脇） 通販サイトの協力が得られたことは喜ばしいことだと思います。受託事業者としてではなく、島内宅配便等の配達をしている事業者としての感覚であり、苗が何個来たかという統計を取っているわけではないので確実なことは言えませんが、言われてみれば、何となく少なくなっている気がしないでもないと感じています。周知されたことによって、逆に購入が抑制されている、つ

まり抑止力に繋がっているのかなという気がします。私はきちんと統計を取っていませんが、本日オブザーバーでいらしている小笠原村議会議員の宮城ジャイアンさんにも毎年手伝ってもらうことがあり、彼も「減った」という印象を持っているとのことでした。現場の二人がそういう印象を持っているので、もしかしたら本当に減っているかも知れません。

織委員 それは明るいニュースかもしれませんね。「0件」という数字の方に目がいつてしまって、周知の努力がどう反映されているか分から不再と思っていましたが、もし周知された結果、「『ははの湯』を使うまでもなく、持込み自体を控える」となっているのであれば、それはそれでありがたいことだと思います。現場の貴重なコメントをありがとうございます。

②母島外来種対策指針の運用状況について

織委員 それでは次に「②母島外来種対策指針の運用状況について」、環境省より説明をお願いします。こちらは、報告事項です。

環境省（金子） 資料1-2を用いて、経緯から改めて御説明します。

1ページです。平成29年度から「母島における遺産価値の保全に関する検討会」、平成30年度からは管理機関及び関係団体との協力体制をより強化するため科学委員会の下部組織である「母島部会」において、科学委員会からの助言を得ながら、母島における外来種侵入防止対策等について議論、整理してきました。その成果の一つとして、母島部会において「建設工事等における外来種対策指針-母島版-」を取りまとめています。今回の母島外来種対策指針の目的は、母島の自然環境、世界遺産の価値の保全のため、建設工事等に伴う外来種の侵入防止に必要な対策を示したもので、母島の生態系への影響が大きいと予想される外来プラナリア類と外来アリ類の侵入防止に注力したものです。従来の環境配慮指針との違いとしては、まだ母島にはおらず母島の生態系への影響が大きいと予想される外来種に特化している点です。運用のイメージとしては、各機関のマニュアル等とセットで母島版を運用する形としています。昨年から試行を始めおり、今年度の試行状況について御報告します。

2ページです。今年度の試行状況についてのスライドです。今年度、管理機関発注工事については、環境省発注の「グリーンアノール侵入防止柵設置工事」1件（搬入回数4回）において既に試行をしました。東京都の工事も年明けに実施予定です。試行に当たっては公共工事を主に対象にしていますが、民間事業者からも御理解と御協力が得られたことから、今年度、民間の工事においても試行しました。令和7年12月26日時点で、工事2件、計5回資材搬入作業を実施し、環境省が立ち会い、目視点検による資機材点検を行いました。

3ページです。現在は試行期間中であり、一部項目のみ実施しています。試行期間に実施するのが表内の「必須」とある項目です。「現場代理人の講習会（試行版）の受講」、「持込み資機材の品目と日程の共有」、持込みの際に「工事監督員及び遺産事務局立ち会いによる目視点検」、「資機材点検チェックリストの記入」、「島外で使用し

た靴の洗浄」、外来動植物発見後の対応として「遺産事務局への連絡」を挙げています。

4 ページです。試行に当たり事業者から資機材リストを送っていただいている。まず左側の赤枠の部分で、資材の品名、新品か中古か、荷姿、搬出地などの事項を事業者様で搬入前に記入いただき、管理機関へ共有していただいている。資材搬入時に梱包状態や土砂の付着、動物の混入、植物の付着具合などを確認し、リストに記入しています。

5 ページからは試行の実施結果です。持込まれた資機材数が 84 品目、そのうち動植物等の付着があったものは約 2 割の 18 品目で確認されています。昨年も 379 品目のうち 113 品目だったため、昨年より 1 割程度低い割合です。確認された付着物は、動物の生体が 1 件、クモの巣等が 2 件でした。確認された動物例として、クモ、蛾の死体がありましたが、指針の対象であるアリ類やプラナリア類は確認されませんでした。そのほか、土砂やキノコなども確認されています。

6 ページです。今回は新品の資材が多く、新品と中古を比べると、付着が確認された中では 13.3% が新品、88.8% が中古でした。新品と中古で比べると、今年度は中古の方が高い割合で付着物が確認されていますが、昨年度は動物の生体、死体、排泄物については新品の方が高い割合で確認されていたため、引き続き試行回数を増やして傾向を探る必要があります。また、資材において中古品はほぼなく、「中古の資機材」は主に車両を指しています。

7 ページは資機材ごとの付着物の確認割合です。資材 15.3%、車両 100% と、車両が最も多い割合で、これは昨年度と同様の結果です。また、指針の対象ではないので結果に含めていませんが、参考情報として、母島から内地への搬出の際に車両の運転席にヒゲナガアメイロアリの営巣が確認されていましたので、殺虫スプレーで駆除しています。

8 ページです。今後の予定として、試行件数として数が少なく、運用面での課題や改善点等の検討が十分にできていないため、試行点検を継続予定です。関係機関と調整しながら試行件数を増やせるよう検討中で、今後の指針確定に向けて進めていく予定です。

9 ページ以降は外来種対策指針の参考ですが、外来種対策指針に関連して、環境省では 2024 年に引き続き、東京 2 港湾、小笠原 2 港湾で外来生物のモニタリングを実施しています。東京の月島ふ頭では 2024 年に引き続きセアカゴケグモが見つかりました。また、芝浦ふ頭では昨年度確認されなかったヒゲナガアメイロアリが確認されています。

10 ページ、小笠原 2 港の結果は、ナンヨウテンコクオオズアリなどの外来種の確認は昨年に引き続きましたが、島外から侵入した新たなアリ類は確認されていません。

11 ページです。また、島内の跳躍分散の懸念があったため、島内工事業者の資材のヤードでも外来種の拡散状況を確認しましたが、新たな外来アリ等は確認されませんでした。

織委員 試行件数がまだ少なく、データ分析も十分ではないとのことですので、試行件数を増やしていく必要があるということですね。今後、東京都の発注工事も加わる予定とのことですが、小笠原支庁からコメントはござりますか。

東京都小笠原支庁土木課（國松） 発注については土木課が主になるかと思いますが、こうした取組に十分注意しながら進めていければと考えています。よろしくお願ひいたします。

織委員 この問題は母島において考慮すべき重要な課題として議論されてきましたが、科学委員会の吉田委員長、いかがでしょうか。

吉田委員長 まず質問させていただきます。車両等で発見されている死体を含めた昆虫類などは、父島から母島への積み替え時に発見されているのでしょうか。

環境省（金子） 今回確認された車両に関しては、内地から直接持ち込まれた車両です。

吉田委員長 承知いたしました。その車両を母島の港で点検したということですね。私としての意見ですが、可能であれば出発地で昆虫等を付着させないようにしていただきたいと考えています。生体の状態で持ち込まれてしまうと、母島に到着してからの処理は非常に困難となります。次のステップの課題になるかとは思いますが、出発地において土砂の洗浄等を行い、きれいな状態にしてから船に載せていただくことが必要だと考えます。出発地での対策が今後の課題になるかと思います。

環境省（金子） 現在は港湾モニタリングでアリ類を中心に確認していますが、来年度以降も継続していきたいと考えています。

織委員 母島は世界自然遺産の中核となる地域であり、持込みは絶対にさせたくない場所である一方で、母島固有の問題を考慮すると、人口は減少しており、住居が不足しているという課題もあります。そうした中で規制が厳しくなることは、島民の皆様の生活・経済に直結してしまうのではないかという懸念もあると思います。その点のバランスが特に難しいと考えていますが、母島にお住まいの方から何か御意見はありますか。

小笠原村（宮城村議） 私は貨物船の荷役も行っていますが、東京・小笠原間だけでなく、母島から父島へアジアベッコウマイマイを出してはいけないし、父島から母島へプラナリアを持ち込みたくないという思いがあります。しかし現状では、車両以外にも重機やコンプレッサーなど、地面に直接置く機材に土がついたまま運ばれているのを目にはします。プロパンガスの容器も使い回しのため、置き場所によっては土が付着しています。そういう生活関連物資も見る必要があるかと思います。点検作業が増えてしまう懸念や、暮らしや農業への影響も出てくるため、そのバランスが懸念されます。

織委員 大型重機や内地からの直行便だけでなく、父島・母島間の移動や生活関連資材についても考慮が必要ということですね。環境省、いかがでしょうか。

環境省（金子） 外来種対策は広げればきりがない部分があり、管理機関のマンパワーだけでは限界があります。現在は母島の遺産価値に影響を与えるリスクが高いアリ類、プラナリア類を抽出して指針を作成しています。資機材以外の生活関連資材まで規制するとなると、行政機関だけでは難しく、地域住民の御協力や意識の盛り上がりが不可欠

です。規制を強めて母島の経済状況を低下させてしまう可能性もあるため、現実的には課題があります。

織委員 宮城村議の視点は非常に重要で、金子さんの御指摘ももっともです。指針は大枠であり、細部まで全て網羅するのは困難だからです。本来は事業者の自発的な対策が望ましいですが、それを促すには「対策しなければ受け入れられない」という住民の厳しい働きかけが動機付けになると考えます。行政の力には限界があり、事業者の意識を変えるには、地域や議員の皆様の声が不可欠ではないでしょうか。一方で、運用を厳しくしすぎると、ただでさえ困難な母島での建築コスト増に繋がりかねないという懸念もあります。保全と生活のバランスが非常に難しいところだと感じます。吉田先生、これまでの議論を踏まえ、ご意見はございますか。

吉田委員長 まずは現在のアリ類・プラナリア類を中心とした指針を進めながら、事業者や行政機関に守っていただくことが第一歩です。行政が取り組んでいることを示すことで、民間の中でも「気をつけなければならぬ」という意識を盛り上げていく必要があります。意識の醸成が非常に大切だと感じました。

織委員 「見える化」してデータを提示することで、住民の方にも届くようになるかと思います。

小笠原自然文化研究所（IBO）（鈴木） 参考事例として申し上げます。かつて遺産登録5年後の際、兄島でのグリーンアノール対策として資材搬入時の監視が必要となりました。その際、科学委員会でオーソライズされた知見として、「事業者が新たな業務として対策を行う場合、ボランティアや努力のみに頼るのではなく、適正な予算を措置して『仕事』として成立させなければ、実効性の確保は困難である」という結論に至りました。母島の件についても同様に、島民や事業者の努力だけに頼るのでなく、必要な箇所に予算をつけなければ、現実的な運用は難しいのではないかでしょうか。過去の重要な知見として、ぜひ活用すべきと考え発言いたしました。

織委員 重要な御指摘ありがとうございます。より細かく見ようとすれば手間と人件費がかかります。委託契約の中でプラスアルファの費用を見てもらうなど、システムとして組み込まないと事業者としては対応が難しいという話でしたね。この外来種対策指針の運用において参考にしていくべきだと考えます。

③母島産固有陸産貝類の生息域外保全の現状について

織委員 それでは次に、「③母島産固有陸産貝類の生息域外保全の現状について」、環境省より説明をお願いします。こちらは、報告事項です。

環境省（和田） 資料1－3について御説明します。

小笠原の遺産価値の柱の一つとして陸産貝類が挙げられることは、皆様御存知かと思います。父島ではニューギニアヤリガタリクウズムシの影響等により、本島の陸産貝類は壊滅的な状況にあり、遺産センター等でカタマイマイ類などの域外保全が行われています。母島にはまだニューギニアヤリガタリクウズムシは侵入しておりませんが、侵入時に備え、また他のプラナリア類の影響も受けていることから、絶滅する前に母島の陸産貝類の保全技術を開発する必要があります。そのため母島においても、本日御出席の

小笠原環境計画研究所様に御協力いただきながら、飼育技術の開発を進めています。陸産貝類ワーキンググループの場では紹介してまいりましたが、このような場で御説明する機会がなかったため、今回議題として挙げさせていただきました。母島では資料表紙に記載の主に 5 種類を飼育しています。本資料は陸産貝類ワーキンググループの資料を基に改訂したものであり、専門的な情報も含まれるため、要点を絞って御説明します。

2 ページ、「①オガサワラオカモノアラガイ」です。こちらは樹上性で、乳房山や石門といった標高が高く雲霧がかかる場所に生息する、母島を象徴する陸産貝類です。写真のように殻が退化し、ナメクジ化が進んだ形態をしています。現状では野外個体が直ちに絶滅する状況ではありませんが、気象条件や外来種の影響を受ける可能性があり、個体数の増減が激しい種であるため、急激なクラッシュ（減少）の可能性も考慮し、先行して飼育技術の開発を進めています。現在、母島で飼育しているのは 2 個体群です。一つは堺ヶ岳個体群、もう一つは衣館という場所に隔離された特殊な個体群です。堺ヶ岳個体群は 2015 年から内地で試験飼育を行っておりましたが、幼貝が安定して成長しなかったため、2019 年より現地飼育へ移行しました。現在は F8 世代まで進んでいます。衣館個体群は 2021 年から開始し、F5 世代を飼育中です。堺ヶ岳個体群については試験的な要素も含んでおり、最初の 2 年はファウンダー（創始個体）を導入しましたが、その後は野外個体を導入せずに飼育を継続し、飼育個体の遺伝的多様性の変化を検証しています。一方、衣館個体群は毎年野外個体を加え、比較検証を行いながら飼育しています。

3 ページに続きます。堺ヶ岳個体群は現在 F7 世代と F8 世代が混在した状態で約 390 個体、衣館個体群に関しては 700 個体を超えて飼育中です。衣館個体群については、個体群再生の一環として生息地への補強、すなわち野生復帰の取組も進めており、本年もそのための個体を確保するために飼育を行っています。

4 ページ、「②ハゲヨシワラヤマキサゴ」です。オガサワラヤマキサゴ属の仲間であり、母島の石門と乳房山の限られた地域にのみ生息する樹上性の種です。2010 年頃までは絶滅したと考えられていたが、再発見され、生息範囲が限定的であることから域外保全のための試験飼育を行っています。同じ樹上性であるオカモノアラガイの飼育手法を適用したところ順調に進み、現在は F3 世代まで計 817 個体と、相当数の飼育繁殖に成功しています。

5 ページ、「③ヒラセヤマキサゴ」です。同属の別種ですが、こちらは樹上性ではなく地上性で、石門の石灰岩地域にのみ生息する特殊な種です。石門は母島の中でも多様な生物が生息する重要な地域ですが、マイマイに関しては環境悪化等により生息状況が悪化しています。本種も発見されなくなる前に野外個体を捕獲し飼育を開始しましたが、ここ 1、2 年は野外での発見に至っていません。石門の地形が複雑であるため残存している可能性はありますが、新たな野外個体のファウンダーを導入できていない状況です。飼育当初は幼貝の成長が滞る課題がありましたが、専門家からの助言により、ハゲヨシワラヤマキサゴと同様の手法を試みたところ成功し、飼育個体数は増加傾向にあります。両種とも少数の個体から飼育を開始しているため、今後は遺伝的多様性の変化を監視しながら進める予定です。

6ページ、「④キビオカチグサ近縁種 sp. B」です。成貝でも2mm以下の微小な貝で、石門の石灰岩地域に生息する特徴的な種です。野外個体群は残存していますが、近年縮小傾向にあるため、2023年より飼育技術開発に着手しました。個体が微小であり個別管理が困難なため、集団飼育を行っています。概念図にあるように、親世代にマーキングを施し、そこから産まれたマーキングのない個体を別容器に移し、その次世代が誕生すれば累代（世代を重ねること）成功と判断する手法をとっています。現在は累代できているものの、次世代の成貝数が親世代より大幅に減少しており、累代成功と判断するには尚早であるため、引き続き飼育技術の改善を試みています。

7ページ、「⑤トウガタノミガイ属 sp. C 及びナカダノミガイ」です。今年から飼育を開始した種です。トウガタノミガイ属 sp. C は、近年は母島最北端の西台でのみ確認されている状況です。

8ページへ進みます。本年6月、その西台においてエリマキコウガイビルが発見されました。本種は大型のマイマイよりもノミガイのような小型の陸産貝類に甚大な影響を与えることが判明しており、西台に残存するノミガイ類が壊滅するおそれが生じました。そのため、捕食される前に野外個体を確保し、飼育技術の開発を進めています。なお、ナカダノミガイについては sp. C と誤認して飼育を開始した経緯があり、比較対象として飼育しています。開始間もないため大きな成果はまだ得られておりませんが、ナカダノミガイは他の場所でも見られる種ですが、繁殖力が高く順調に増加しています。一方、現在西台でしか確認されていない sp. C は成長が遅く産卵数も少ない状況です。今後、累代可能となるよう試行錯誤しながら飼育を進めてまいります。

織委員 母島という有人島において、陸産貝類をどのように保全していくかという点における最後の切り札が、積極的な生息域外保全であると認識しています。私自身も2年前に小笠原環境計画研究所を訪問し、オガサワラオカモノアラガイとヤマキサゴの飼育状況を拝見しました。加湿器やペットボトルを活用して改良を重ね、試行錯誤を経ながら、生息地と同様の環境を再現して飼育されている様子を確認しました。本来であれば石門周辺まで赴かなければ観察が困難な種を身近に観察することができ、非常に感銘を受けました。小笠原環境計画研究所の庄子様、先ほどの環境省からの説明に追加して、何かコメントはございますか。

小笠原環境計画研究所（庄子） 私は本業務の受託者という立場であり、第三者的な視点ではありませんが、母島の現状について御報告します。かつて母島は、有人島でありながら多くの固有陸産貝類が残存する希少な島として位置付けられていました。しかし、ここ10年ほどでその生態系バランスは崩れつつあり、既に姿を消してしまった種も存在します。特に、先ほど環境省の和田さんより御紹介のあった「③ヒラセヤマキサゴ」については、個体数が著しく減少し、昨年から今年にかけて野外での確認が困難な状況となりました。現在は飼育下でのみ、辛うじてその姿を確認できるという危機的な状況にあります。事態は悪化の一途を辿っていますが、何とかこれを食い止めるべく尽力しているところでございます。この中で私が最も痛感いたしましたのは、弊所で飼育しているこれら希少な種について、その現状や取組を広く周知する活動が十分ではなかったという点であり、深く反省しています。実物を御覧いただきながら御説明した方

が、保全活動の意義をより深く理解していただけるものと感じています。今後は環境省と相談の上、こうした普及啓発の取組も積極的に進めてまいりたいと考えています。

織委員 私もその必要性を強く感じています。例えば村の小学生の見学コースなどもうですが、他のノミガイ等の種も、特にオガサワラオカモノアラガイは見た目が非常にユニークですので、現場で間近に見ることができると大変感動すると思います。差し障りのない範囲で、さまざまな形で広めていただきたいと思います。母島観光協会の川畠さん、いかがでしょうか。観光にいらっしゃる方々は、陸産貝類についてどのような反応をされていますか。

母島観光協会（川畠） ハイキングを目的にお越しになるお客様は、陸産貝類や鳥類などの動植物に興味をお持ちの方が多い傾向にあります。一方で、日帰りで島内観光に来られる方は、動植物というよりは、実際に島民が生活している「生活感」に関心を持たれる方がいらっしゃいます。ロース記念館が郷土資料館となっているため、こうした生活文化に関心がある方も、実物を見ながら我タガイドが説明することによって、陸産貝類にも興味を抱いてくださるケースが多く見受けられます。もし見学が可能であれば、ぜひ案内したいと考えています。

織委員 例えば雨天時など、業務に差し障りのない範囲で観光客も見学できるようになると良いですね。

小笠原環境計画研究所（庄子） 父島の世界遺産センターのようにガラス張りで自由に見学できる場所ではないため、職員が付き添って説明しなければならず、現状では受入態勢が十分に整っていないのが実情です。

織委員 少しずつ進めていく形になるかと思います。まずは予約制とし、職員が対応可能な時間帯であれば受け入れるなどの方策があるのではないかでしょうか。少しでも認知度を高めることが重要であり、これほど尽力して生息域外での保全環境に適応させていくことは、非常に重要な成果であると思います。また、母島内で行っているということは、地域の魅力、強みになるのではないかでしょうか。可能な範囲で進めていただければと思います。環境省よりコメントはありますか。

環境省（和田） 御意見ありがとうございます。実際に小笠原環境計画研究所においても、本業務の中でこうした普及啓発に係る部分を十分に位置付けられていないのは、環境省側としても至っていない部分があります。現状では、保育園児の散歩コースの中で立ち寄って見せていただいたり、希望があれば見学を受け入れてくださっていたりと、自主的な取組として対応していただいている。御指摘のとおり、負担にならない範囲であれば可能かと思います。できれば環境省としても業務の中に普及啓発に係る部分を組み込んでいきたいと考えていますので、今後ともアイデア等がありましたらいただけますと幸いです。

織委員 これは世界的にも非常に画期的のことなのではないでしょうか。

環境省（和田） はい。この手法はかなり画期的であり、海外の査読付き論文とまではいきませんが、ハワイで陸産貝類の保全を行っている方から「ぜひ掲載しよう」というアプローチをいただき、ニュースレター等の文献として紹介された実績もあります。そういう意味でも、非常に画期的で誇れる技術であると認識しています。

織委員 素晴らしいですね。私が最も感心したのは、コストパフォーマンス（費用対効果）の高い手法を実践されている点です。高価な機材や特殊な環境ではなく、身近な資材を活用して石門と同様の環境を作り出し、そこで飼育しているというのは、普段から現地の環境を見ている母島の方々でなければできないことだと感じました。ペットボトルや加湿器を改良するといった身近な工夫は、海外の事例にはない独自のものではないでしょうか。ぜひ学会などでもアピールしていただきたいですし、村と協力して小学生や保育園、観光協会と連携して観光客の方々にも広めていただけると良いと思います。

素晴らしい取組だと評価しています。

環境省（和田） 一点だけ補足してお伝えしなければならないことがあります。現状はまだ飼育技術の開発段階ということもあり、小笠原環境計画研究所さんの事務所一箇所のみで実施しているという状況です。そこで万が一のトラブルがあれば途絶えてしまうという状況であり、受託者にはかなりのプレッシャーの中で実施していただいていることに感謝しています。今後は、この技術を島外でも実施可能な形にし、内地の動物園などで分散飼育していただくなど、リスク分散の方法も進めたいと考えています。

④国有林内のオガサワラビロウ葉の採取検討結果（母島）について

織委員 それでは次に、「④国有林内のオガサワラビロウ葉の採取検討結果（母島）について」、小笠原総合事務所より説明をお願いします。こちらは、報告事項です。

小笠原総合事務所国有林課（柴崎） 資料1－4－1に基づき、御報告させていただきます。本件については、令和7年度第1回地域連絡会議でも御報告させていただきましたが、小笠原村による母島ロース記念館の屋根の葺き替え計画において、約1万2,000枚のオガサワラビロウ葉の使用が見込まれていることを受け、国有林としてどのような対応が可能か検討を行ったものです。前回の地域連絡会議にて、関東森林管理局主催会議「小笠原諸島森林生態系保護地域部会」での検討結果を報告いたしましたが、当方の説明不足により、「母島の国有林においてビロウ葉は一切採取できない」と受けとめられた方が多数おり、地域関係者の皆様を困惑させてしまう事態となりました。このことについて、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。本日は改めて、国有林におけるビロウ葉採取の検討結果を正確にお伝えさせていただきます。

検討結果について、まず「①1本当たりの採取可能枚数の検討」については、試験の結果、ビロウ1本当たり年間で全体枚数の5割を超えない範囲であれば、生育に支障はないことが判明しました。次に「②採取候補地の検討、年間採取可能枚数の推定」について、「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理計画」では、「地域振興上必要で、かつその生育に支障がなく生態系に悪影響を及ぼさない範囲内」であれば採取可能と定められています。ここではっきり申し上げさせていただきたいのは、「母島の国有林では一切ビロウ葉が取れないということではなく、生態系に悪影響を及ぼさない範囲内であれば採取は可能である」という点です。今回の検討に当たり専門家へヒアリングを実施したところ、陸産貝類の専門家より、「母島の国有林（特にビロウ林）はこれまで人による大きな攪乱を受けていないことから、貴重な陸産貝類が数多く生息している。ビロウ葉の採取による、樹上性、地上性を含めた陸産貝類への影響がかなり大きいと考えられ

るため、採取候補地から除外することを検討すべき」との意見が出されました。これを受け、国有林課としても、陸産貝類の重要保全エリアでの採取は世界自然遺産の価値を損ねてしまう可能性があると判断し、候補地から除外しました。その上で、重要保全エリア外の国有林内に生育しているビロウ本数を調査した結果、おおよそ 100 本程度であることが分かりました。1 本当たり 10 枚採取すると仮定しても、年間約 1,000 枚しか供給できず、一度に 1 万 2,000 枚を確保することは国有林だけでは困難であるという結論に至りました。

資料 1-4-2 を用いて、この検討結果に至った経緯について御説明します。こちらの資料は希少種情報の記載があるため、会場及びオンラインの投影のみとさせていただきます。投影しているのは母島の地図で、黄緑色で示された部分が国有林です。検討に当たり、あらかじめ陸産貝類の重要保全エリアである石門、西台、南崎については、採取の対象外として除外しました。それ以外の国有林において採取できる可能性がある場所として、北進線沿いや元地集落、静沢集落、評議平周辺のビロウを調査対象としました。衛星写真を用いてビロウの位置を把握し、図面上に丸印でプロットしています。紫色の印が国有林内にあるビロウ、オレンジ色の印が国有林外のビロウを示しています。この分布図を基に、陸産貝類の専門家に重要保全エリアの確認を再度行いました。図中の①から⑤のエリアにおいて、赤く網掛けされた部分が保全エリアです。具体的には、
(希少種の生息地域情報のため省略)との情報をいただきました。こうした情報を踏まえ、赤い網掛けの保全エリアにかかっていない箇所の国有林内のビロウをカウントしたところ、およそ 100 本程度という結果になりました。シュロ葉葺き文化の保全という観点からすれば「国有林からそれだけしか採取できないのか」という印象を持たれるかと思いますが、一方で、これだけ多くの陸産貝類が国有林内に残存しているということは、国有林が陸産貝類の重要保全エリアとして一定の存在意義を果たしているとも言えます。

結論として、国有林における採取候補地は、元地集落周辺や評議平周辺、北進線沿いなどの保全利用地区に限られ、採取可能数は約 100 本程度に留まります。この現状を踏まえ、大きく二つの課題が挙げられます。一点目の課題は、ロース記念館の屋根の葺き替え計画に対する当面の資源供給についてです。国有林からの供給だけでは必要数への対応が困難であるため、民有林からの葉の採取も含めて検討する必要があります。二点目の課題は、中長期的な視点でのシュロ葉葺き文化の継承についてです。今回の修繕には間に合わないとしても、シュロ葉葺きの文化を将来に残していくためには、継続的にビロウを採取できる体制整備が必要です。そのためには、ビロウを植栽し、ビロウ林を造成していくことによる資源確保が求められます。そうした中長期的な取組に対して、国有林としても必要であればフィールド提供なども考えております。シュロ葉葺き文化の継承に向けて、今回これらの課題を共有させていただきました。国有林としてできること、また皆様と取り組めることと一緒に考えていくべきだと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

織委員 ビロウは陸産貝類の重要な生息地である一方で、シュロ葉葺き文化という小笠原の文化とも密接に関わっており、バランスが難しい問題です。この点について、本日

オブザーバーとして出席されている小笠原村議会議員の宮城さん、コメントをお願いします。

小笠原村（宮城村議） 私は議会でも何度かこの件について質問させていただきました。今回の報告で、国有林からは現実的に 100 本程度、枚数にして 1,000 枚程度しか供給できないという厳しい状況は理解しました。一方で、国有林課の皆様が国有林以外のビロウも調査してくださり、母島全体としてのポテンシャルを示していただいたことはありがとうございます。94 年前の映像を見ると、集落の屋根はビロウのシュロ葉葺きばかりであり、当時はそれだけ採取できていたという事実があります。国有林だけでは限界がありますが、民有地などを駆使すればまだ可能性は残されていると感じています。地域連絡会議ではどうしても固有生物の保全に視点が置かれがちですが、文化側の視点も重要です。また、不足分を父島や北の島から持込むことは、シロアリの侵入リスクがあるため避けるべきです。今後は、母島の現地関係者で集まり、「現代にアジャストした形で何ができるか」を話し合う場が必要だと感じています。例えば、ロース記念館の屋根 4 面を一気に葺き替えるのではなく、1 面ずつ行うなど、方法はあるはずです。

織委員 素晴らしい御意見だと思います。島民の皆様の間で、保全と文化継承のバランスをどう取るか話し合う場が作れればと思います。前回の修繕は 15 年前とのことですが、当時は陸産貝類への配慮などはどうだったのでしょうか。

小笠原村（宮城村議） シュロ葉葺き職人の方に聞いたところ、当時はビロウの先端の芽しか残さないほど手当たり次第に採取して、ようやく 1 万枚以上を集めたそうです。現在はそのような採取方法は難しいため、工夫が必要だという話を聞いています。

小笠原総合事務所国有林課（柴崎） 関連して、森林生態系保護地域部会の委員でもある庄子さんに伺いたいのですが、前回約 15 年前のロース記念館屋根の修繕時にビロウ葉を採取した場所などの記録はあるのでしょうか。

小笠原環境計画研究所（庄子） 資料として残っているものは聞いたことがありませんが、当時の職人の方がまだ母島にいらっしゃいますので、今なら聞き取り調査が可能です。どこでよく採れたか、どういう葉が良いかといった話も伺えると思います。

織委員 ビロウの葉なら何でも良いというわけではないですね。

小笠原環境計画研究所（庄子） 葉の年齢や経過時間で質が変わると聞いています。

小笠原村（宮城村議） 使う場所によって適した葉の状態も異なるとのことでした。

織委員 職人の方がいらっしゃる間にデータを残しておくことは非常に重要ですね。また、5 割まで採取可能という話がありましたら、採取後に台風が来た場合のリスクなども考慮されているのでしょうか。

小笠原総合事務所国有林課（柴崎） 試験の結果、5 割を超えて採取すると回復に 2 年以上かかることが分かっています。5 割以下の採取であれば 1 年以内で回復するため、台風などのインパクトがあっても元の状態に回復できる安全な範囲として 5 割という数字を出しています。

織委員 「5 割」という数字が独り歩きしないよう、条件も含めて慎重に検討する必要がありますね。

母島観光協会（川畠） 宮城さんや庄子さんと同意見ですが、現在いらっしゃる職人さんは60代以上と高齢です。採取する技術もそうですが、「葺く技術」の継承がかなり重要だと考えています。技術を知らない人が葺くと、強風で飛んでしまう可能性があります。もしロース記念館の材料確保が難しいのであれば、隣にあるトイレ棟の屋根から始めるなどして、職人さんが元気なうちに若い世代へ技術を継承できるような進め方をお願いしたいです。

織委員 父島会場からはコメントありますか。

小笠原村（金子副村長） まずは国有林課において、保全のみならず文化継承も含めて検討いただいたことに感謝申し上げます。今後は現地を中心に検討が進んでいくと思いますが、最終的には、ロース記念館は村の施設ですので、村としてどうしていくかを決めなければなりません。いただいた多様な視点を基に検討できればと思います。川畠さんから御提案のあったトイレ棟の話も含めて検討します。

織委員 長期的には植林など、文化を支えるための場所作りも戦略として必要になるかと思います。

⑤母島北部におけるノネコ対策の進捗について

織委員 それでは次に、「⑤母島北部におけるノネコ対策の進捗について」、小笠原村より説明をお願いします。こちらは、報告事項です。

小笠原村（石原） 資料はございませんが、口頭にて、第1回地域連絡会議の報告議題「母島太陽光発電所の実証事業開始等について」に関連する進捗を御報告します。

経緯について申し上げます。前回も御報告しましたが、昨年の春、母島の太陽光発電設備のAサイト（評議平太陽光発電所）において、アカガシラカラスバトの営巣が確認されました。これを受け工事を中止しましたが、結果として営巣は失敗に終わり、繁殖機会の損失に繋がったという経緯がございます。

専門家等の意見によりますと、現在、母島北部におけるノネコ対策が休止状態にあるため、ノネコが低密度化されている南部へ移動し生息していることが、こうした事態の要因の一つではないかとの指摘がございました。そこで、太陽光発電の実証用地外での対策とはなりますが、北部エリアでのノネコ対策を実施することで、アカガシラカラスバト個体群全体の保全を図るべく、取組を開始しました。

今年度の第1回目の対策を11月末から12月頭にかけて約1週間実施しましたが、雨天による中断等もあり、捕獲数は1頭にとどまりました。目標としては5頭程度を設定していましたが、結果として容易ではないことが判明しました。

今年度は1月と2月にあと2回の実施を予定していますので、誘引餌を工夫するなど対策を見直し、捕獲成果を上げられるよう取り組んでまいります。進捗の御報告は以上です。

織委員 ありがとうございました。目標5頭に対して1頭とのことで、なかなか難しいようですね。トラップシャイ（罠を警戒する）の個体が出てきているのでしょうか。

小笠原村（石原） 母島の石門はここ10年ほど捕獲を行っていなかったため、警戒心の強い個体は少ないのでないかと想定していたのですが、思ったようにはいかないというのが現状です。

織委員 生き物相手ですので難しいところですね。こちらは報告事項ですが会場からのコメントはよろしいでしょうか。次の議題に進みます。

■ (2) その他議事

①IUCN 世界遺産 Outlook4 について

織委員 それでは、「議事(2)その他議事」に移ります。「①IUCN 世界遺産 Outlook4 について」、科学委員会の吉田委員長より説明をお願いします。こちらは、報告事項です。

吉田委員長 資料2-1-1が英語版の原文、資料2-1-2はその日本語要約ですで、併せて御覧いただければと思います。

IUCN（国際自然保護連合）は、2014年以降3年おきに世界自然遺産と複合遺産に対して様々な専門家にヒアリングを行い、保全状況を評価した「Outlook」を公表しています。2020年以降はコロナ禍で時間が空きましたが、2025年10月にアブダビで開催された「世界自然保護会議（WCC）2025」において最新版が発表されました。評価の結果、小笠原諸島は前回同様、4段階中上から2番目の「Good with some concerns（軽度懸念）」という評価で、屋久島、知床、奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島と同じ評価でした。このOutlookの位置付けですが、これは世界遺産条約に基づく公式のモニタリング調査ではなく、IUCNが独自に実施しているものです。したがって、ここでの評価が直ちに世界遺産委員会での評価に直結するわけではありませんので、過度に心配する必要はありません。しかしながら、この保全状況の評価が悪化すれば、世界遺産委員会において加盟国としての説明を求められたり、最悪の場合は「Critical（危機的）」と評価され、「危機にさらされた世界遺産リスト（危機遺産リスト）」への掲載検討につながる可能性も否定できません。そのため、常に注視していく必要があると考えます。

今回の小笠原諸島の「軽度懸念」の内容を詳しく見ますと、脅威に関しては非常に厳しい指摘がなされており、「High Threat（高い脅威）」と評価されています。具体的には、兄島へのクマネズミとグリーンアノールの侵入や、父島における陸産貝類生息地へのニューギニアヤリガタリクウズムシの分布拡大などが、顕著な普遍的価値に対する重大な脅威として挙げられています。もちろん、ノネコ、ノヤギ、ネズミ類の根絶などに向けた継続的な努力とその成果については称賛され評価されていますが、依然として脅威のレベルは高いと見なされています。また、訪問者の増加、現在準備が進められている航空路の開設、気候変動への影響、この辺りについても懸念が記されています。現在顕在化している高い脅威については、具体的に動物名なども挙げられています。母島に関しては、オガサワラシジミの絶滅の可能性や、オガサワラカワラヒワの個体数の減少といったことも書かれています。これらに対し、バイオセキュリティ対策、外来種の侵入・拡散防止にさらに力を入れていく必要があるとされています。気候変動についても

非常に懸念されており、干ばつや台風などの影響が大きいと書かれています。潜在的な脅威としては、今すぐに起きているわけではありませんが、将来的に脅威に繋がる可能性があるものとして、航空路の開設とそれに伴う訪問者の増加が挙げられています。航空路については採用される機材によってそれほど大きな影響はないかもしれません、懸念事項として記載されています。

一方で、保全と管理については「Mostly Effective（概ね効果的）」という評価です。地域連絡会議を通じて、関係管理機関が住民の意見も聞きながら進めている点、それから外来種対策に対して目覚ましい努力を払っている点については評価されております。ただし課題として、利害関係者へのヒアリング等からは、非常に多くの種について外来種管理に取り組んでいるため、その課題に見合った追加的な資金が必要であろうということ、気候変動のモニタリングを続けていく必要があること、等が書かれています。

今年発表されましたので、どのようなことが書かれているか簡単に説明させていただきましたが、詳細を確認されたい方は、資料末尾の URL から英語版の原文を読みますので、御覧いただければと思います。

織委員 ありがとうございます。私たちが普段議論している内容が国際的にどう評価されているか、最新の情報を共有していただきました。すぐさま危機遺産になるというわけではありませんが、重要な指摘が含まれています。IBO の鈴木さん、いかがでしょうか。

IBO（鈴木） 吉田委員長に御紹介いただいた内容は、この世界遺産に係る会議の根幹に関わる事項ではないかと考えます。これまで地域連絡会議は情報共有の場、あるいは課題解決の場として議論されてきましたが、どちらであっても、世界遺産の登録や評価に関わるこの IUCN のレポートこそ、まず噛み砕いて共有し、何がどう評価され、何を指摘されているのかを見据えるべきです。もし時間がないのであれば、地域連絡会議は IUCN が出してきた課題を一つ一つ潰していく会議にしても良いくらい、最も知るべき重要なことではないでしょうか。英語版を各自で読むということではなく、地域連絡会議で読み込めるように全文を和訳し、どういうことが評価されているのかを確認した上で、その中の重要項目、地域で対応すべき項目を選び出し、今後議論していくことが最も合理的だと思います。この報告は、今後、地域連絡会議や科学委員会の中心に据えるべき資料ではないかと考えます。

織委員 國際的にどういう点が評価されているのか、私たちの議論とどう噛み合っているのかを確認することは重要です。これまで関係機関が取り組んできたことが、国際的にはアピール不足で伝わっていない部分があるかもしれませんし、逆に住民参加の点などは評価されていますが、更に強化すべき点や知ってもらいたい点を洗い出すこともできるかと思います。吉田先生、いかがでしょうか。

吉田委員長 今回は分量が多いため要約を作成しましたが、指摘されている主な問題点は資料 2-1-2 の 2 ページ分に網羅されています。省略した部分として、小笠原のアカガシラカラスバトのワークショップや、オガサワラカワラヒワの保全活動において、住民や関係者が参加して対策を立てていることは「Good practice examples（好事例）」

として記載されており、他の地域も学ぶべき事例として高く評価されています。これは小笠原として誇れる点だと思います。

②南島におけるアナドリ集団斃死の確認について

織委員 「②南島におけるアナドリ集団斃死の確認について」、環境省より説明をお願いします。こちらは、報告事項です。

環境省（藤田） 資料2-2を用いて、南島におけるアナドリ集団斃死の確認について御説明します。

1ページ、まず鳥インフルエンザ疑い発生事例への対応についてです。本年10月22日、全国の鳥インフルエンザ対応レベルが「レベル3（最大）」に引き上げられました。これは全国の複数箇所において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことに伴う措置です。その2日後となる24日、南島においてアナドリの複数個体の死亡、及び衰弱個体が確認されました。鳥インフルエンザへの罹患が懸念されたため、環境省より観光協会、ガイド、地元の行政機関に対し、陰性が判明するまでの間、南島への上陸自粛を求める協力依頼を発出いたしました。併せて、小笠原村と環境省職員が26日に南島へ渡島し、斃死体及び衰弱個体を回収いたしました。発見された24日以降、海況不良により渡島が困難でしたが、26日になりようやく実施できたものです。斃死体17個体、衰弱個体1個体の計18検体を回収いたしました。資料の写真は、回収後の消石灰による消毒作業の様子と、離島時に機材を全て消毒液で消毒している様子です。検査キットによる簡易検査を実施したところ「陰性」が確認されました。この結果を島内の連絡網や掲示板等を活用して島民の皆様へ報告するとともに、衰弱や死亡している鳥を発見した際は、触れずに連絡いただくよう周知を行いました。その後、内地にてより詳細な遺伝子検査を実施しました。その結果、10月30日に「陰性」が確定し、鳥インフルエンザではないことが最終的に確認されました。これを受け、島内掲示板にて改めて「陰性確定」を報告させていただきました。

2ページです。本件で明らかになった課題について、第一に、環境省を含む関係機関において、離島での野鳥の大量死事案に遭遇した前例がなく、対応経験が不足していた点が挙げられます。第二に、現場巡視中に斃死や衰弱した鳥を発見する環境省のアクティブレンジャー、林野庁のGSS（グリーン・サポート・スタッフ）、東京都レンジャー等の職員が、発見時に即座に情報を共有するための連絡網が整備されていなかった点です。

現在の対応状況ですが、関係者間での連絡網による情報共有体制を構築しました。また環境省では、同様の大規模事案が発生した際に迅速に回収作業が行えるよう、必要資材や当日のオペレーション手順を文書として取りまとめました。加えて、現場勤務のレンジャーに対し、環境省作成の全国版「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に則った発見時の対応を依頼するとともに、発見時の即時情報共有が可能な体制を整えました。資料右側のとおり、現場レンジャーが共有する連絡網にマニュアルも掲載して、現場でも参照できるようにしております、「黄色に着色された種であれば1羽でも報告する」、あるいは「青色に着色された種であれば3羽以上の死亡で

報告する」といった基準を確認できるようにしております。鳥インフルエンザの流行期間である春頃まで、引き続き警戒を継続してまいります。

3ページです。2例目となる鳥インフルエンザ疑いの発生事例について御報告します。11月21日、父島南部の河口においてオナガガモ1個体の死体を回収し、遺伝子検査を実施いたしました。その結果、26日にA型鳥インフルエンザ特有のM遺伝子の「陽性反応」が確認されましたので、まずは島内掲示板にて第一報を報告しました。その後、詳細な遺伝子検査を行ったところ「低病原性等」であることが判明し、28日に確定いたしました。島内掲示板にて、その結果と共に、「鳥インフルエンザウイルスは高病原性・低病原性に関わらず、感染した鳥と濃厚接触しない限り、人には感染しないと考えられている」こと、また「野鳥が鳥インフルエンザや他のウイルスを保有していることは珍しくない」こと、そのため過度な心配は不要であることをお伝えしました。併せて、衰弱や死亡した鳥を発見した際は、触れずに御連絡いただくよう改めて周知を行いました。

織委員 この点に関してはIBOの鈴木さんに御知見があるかと思いますので、コメントをいただけますか。

IBO（鈴木） 私たちは定期的に南島に入っており、同様に調査に入っている方からの連絡を受けて通報した経緯があります。今回のアドリに関しては、東京都の調査で20年ほどモニタリングを行っていますが、南島のアドリは通常でも繁殖成功率が低く、巣立ち率が悪い年が多い鳥です。今回、鳥インフルエンザではなかったとの結果ですが、近接に生息するミズナギドリやカツオドリに同様の兆候が見られなかったことや獣医師の判断からも、別の感染症である可能性は低いと考えられます。IBOとしての見解ですが、今年の夏、父島では強い干ばつがありました。南島のアドリは、横穴をミズナギドリに占有されてしまい、天井が抜けて空が見える縦穴に営巣しています。そのため、例年は台風や大雨で水没しやすいのですが、今年は干ばつの影響が強く出ていると見ています。夏の酷暑環境や、父島列島・聟島列島周辺での餌環境の悪化により、成長がうまくいかず衰弱したのではないかと推測しています。

また、3ページの鳥インフルエンザの対応フローについてですが、野鳥監視重点区域の半径10kmという基準を適用すると、父島全域が含まれてしまうなど、小笠原の実情にそぐわない部分があることが今回の対応で分かったと思います。実効的な体制を組むためには、関係機関で共有し話し合っていく必要があります。

加えて、2ページ右下の詳細なリスク種リストですが、これを島民に示しても専門的すぎて伝わりにくい側面があります。父島であれば南島やハツ瀬川、母島であれば乳房ダムや玉川ダムなど、渡り鳥が集中する場所を具体的に示し、注意喚起の強弱をつけて発信していただくことで、協力が得られやすくなるのではないかと考えています。

織委員 島民の方々に、どこで何を見るのが重要なのかを分かりやすく発信することは重要ですね。環境省、いかがでしょうか。

環境省（藤田） 提示したリストは現場のレンジャーが見るものになりますが、島民の方々にどう効果的に伝えていくかは管理機関全体で考えていくべきことですので、今の御意見を踏まえて検討していきたいと思います。

織委員 アナドリがなぜ死んでしまったのかという素朴な疑問に対し、推測も含めて御説明いただきありがとうございました。他に御意見ございますか。

小笠原村（金子副村長） 南島の件について補足ですが、情報の共有や、特に利用頻度の高いガイドの方々への周知方法については、観光協会のガイド部の皆様に多大なる御協力をいただきました。状況が判明した翌朝には会員への周知が完了しており、その協力体制には大変助けられました。

織委員 行政を批判するだけでなく、今回のように迅速な対応ができた点や良かった点を共有することは重要だと思います。ありがとうございました。

③西之島調査の結果概要

織委員 それでは次に、「③西之島調査の結果概要」について、引き続き環境省より説明をお願いします。こちらは、報告事項です。

環境省（藤田） 資料2-3を用いて、西之島の現況について御説明します。

1ページです。まず背景についてですが、環境省では平成25年以降の火山活動の影響を受けた西之島の状況を把握するため、令和元年9月に上陸調査を実施しました。しかしながら、同年12月に火山活動が発生し、生態系が維持されていた旧西之島の全てが溶岩や火山灰に覆われてしまいました。これにより新たな大地が形成され、生物相はリセットされた状態となりました。これは、西之島の原生状態の生態系がどのように遷移していくのかを確認できる、世界に類を見ない科学的価値を有していると言えます。今回の調査は、本年7月22日から29日にかけて、陸上及び海域にて実施したものです。島のほぼ全域を含む山頂火口から概ね1.5kmの範囲は噴火警報の発令範囲であり、立入りが禁止されているため、ドローン等を活用した遠隔調査を実施しました。また、噴火警報の発令範囲外の陸地においては、3年ぶりに上陸調査を実施しました。

2ページ、地形調査についてです。火山活動や地形変化等の状況把握のため、目視観察やドローン撮影による調査、岩石試料の採取などを実施しました。昨年と比較して、噴火による山体（陸域）の成長は認められず、逆に侵食が進行しておりました。右側の写真にありますように、斜面に溝が形成されていますが、これは降雨により火山灰が崩れて生じる「ガリ（雨裂）」と呼ばれる地形です。また、過年度から継続して、火碎丘の主火口や山腹からの噴気を確認しています。海域調査では、海洋生物相把握のための環境DNA調査として、砂礫や海水の採取を実施しました。

3ページ、生物相の変化（鳥類）です。カツオドリ、アオツラカツオドリ、クロアジサシ、オオアジサシの4種について繁殖を確認しました。カツオドリに関しては、これまで繁殖記録のなかった北部エリアでも営巣していて、その範囲が拡大していることが確認されました。他方、昨年多数観察されたセグロアジサシについては、個体数が激減しており、繁殖も確認できませんでした。セグロアジサシはガリ（雨裂）の場所に産卵し営巣を行いますが、降雨により卵が流出したことが原因で、繁殖に至らなかったものと推測されます。

4ページ、生物相の変化（節足動物）です。ハマベハサミムシは過年度の調査から継続して確認されていましたが、今回初めて北側の台地上においても生息を確認しまし

た。トビカツオブシムシについても、令和4年以来確認がありませんでしたが、クロアジサシの死体から複数個体を確認しました。また、海浜部以外の台地上においても稚ガニを確認しています。その他、北米原産の外来種であり父島・母島でも定着しているアメリカシロヒトリの成虫1個体を確認しました。植物が分布しない西之島には定着できないため、偶発的に飛来したものと考えられますが、これは新たな昆虫等の侵入機会が度々あることを示唆しています。

5ページ、生物相の変化（藻類・植物）です。藻類については引き続き確認されました。また特筆すべき点として、令和2年の大規模噴火後初めて、植物の生育を確認しました。左側の写真のとおり、コケ類やシダ類といった植物の生育が確認されています。大規模噴火後に西之島において植物の生育が確認されたのは今回が初めてであり、これは植物の定着から群集成立、そして森林へと遷移していく一連のプロセスの初期段階に当たります。今後の遷移プロセスの解明に繋がる重要な発見であると考えられます。

6ページ、長期モニタリング体制の構築に向けた取組についてです。調査終了後も一定期間の情報収集が可能となるよう、無人探査機や衛星通信機器を試行的に設置しています。本年10月19日に実施された西之島ツアーにおいて、乗船されていた明治大学の加藤恵輔先生より、「西之島に接近した際に電波を受信し、機器が正常に稼働していることが確認できた」とのコメントをいただいております。このように、モニタリング体制の構築に向けた試行的な運用を実施しております。

織委員 生態系の遷移が見られるという、わくわくするお話をでした。

④ペット条例の持込み申告・制限の進捗について

織委員 それでは次に、「④ペット条例の持込み申告・制限の進捗について」、続けて小笠原村より説明をお願いします。

小笠原村（石原） 資料2-4を用いて御説明します。「小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例」（ペット条例）は令和3年4月から施行されておりますが、「持込み申告」と「持込み制限」については未施行であり、条例としては公布されているものの、効力は発揮していない状況にあります。

まず1ページ下部、「持込み申告」についてです。これは条例第7条（動物の持込み申告の義務）に規定されているもので、申告の目的は、どのような動物が持込まれているかを把握することにあります。対象動物は全ての動物となります。この制度の試行を昨年10月から実施しており、申告方法は「環境課への申出書の提出またはWebフォームでの事前申告」、及び「おがさわら丸出港日の竹芝客船ターミナルにおける申告受付」です。申告内容はペット登録の有無、持ち込む動物の種類、性別等であり、申告者には申告証明書を交付しております。

2ページ上部、試行状況についてです。昨年10月からの1年間で申告があったものは、イヌ71頭、ネコ7頭、その他30頭でした。内訳として、後日ペット登録がなされたものにはウサギ、インコ、トカゲ、イシガメが含まれます。また、ペット以外の申告もいただいており、研究用等としてゾウムシ、アオウミガメの申告がありました。一方で、試行期間中に島外から持ち込まれたと思われる未申告のペットとして、モルモッ

ト、インコ、ゴキブリ、オオクワガタ、キリギリスが確認されました。これらは後日のペット登録により持込みが判明したものです。持込み申告はこうした事例を漏れなく申告していただくことが目的であり、試行期間とはいえ課題であると認識しております。この申告制度を来年度から正式に施行したいと考えており、施行に向けた周知の強化が必要であると考えております。

2ページ下部、続いて条例第6条（愛玩動物の持込みの制限）についてです。条例の根幹となる部分ですが、目的は村内に持込み可能なペットを定めることにあります。対象動物はペットのみとなります。方式として「ホワイトリスト方式」を採用しており、持込んでよいペットを条文に規定します。現行の条文では、持込みを認めているペットはイヌ・ネコ及び登録済み個体のみとなっており、今後施行に向けて分類群ごとにホワイトリスト掲載種の議論を進めていく予定です。

3ページ上部、ホワイトリストの考え方についてです。重視する点は、①野外に逃げたときの生態系に与える影響、②飼育方法・管理方法が確立されているか（飼育段階で管理の徹底が可能か）、③村内における社会的ニーズの3点とし、検討を進めております。ノネコがこれほど影響を与えていた中でなぜネコが良いのかという議論もありますが、イヌ・ネコに関しては室内飼養や繁殖制限等の飼養方法が確立されていること、獣医師等による管理の徹底が見込めること、またネコは避妊去勢手術による繁殖制限を要件とすることで持込み可能としております。イヌ・ネコは伴侶動物としても長い歴史もあり、検討に当たっては共存共生の視点を持ち、専門家や村民の意見を聴取しながら慎重に進めてまいります。

3ページ下部、検討状況についてです。哺乳類、鳥類、爬虫類等、分類群ごとに専門家へのヒアリングや情報収集を開始しており、今年度は哺乳類、鳥類について進めています。村内の飼養実績、社会的ニーズ、生態系への影響リスク、適正飼養の可能性等の観点からホワイトリスト候補種を選定し、情報の整理を行っています。本検討は、条例に基づく「ペット条例審議会」において審議を行っており、先月18日に同審議会を開催いたしました。いただいた御意見として、「ホワイトリストのみでは厳しいため、許可制についても議論する必要があるのではないか」や、「小笠原は集合住宅住まいの方が多くイヌ・ネコが飼えないという事情から、ペットを飼うことが人の癒しになっているため、イヌ・ネコ以外もある程度認める必要があるのではないか」といった意見が出されました。また、今月5日の第2回科学委員会へ本件を報告した際、ゴキブリ200匹が持ち込まれている事実は相当なインパクトがあり、こうしたリスクが存在することが判明したことでも一つの成果ではないかとの御意見をいただきました。

織委員 科学委員会でも、生き餌としてゴキブリが200匹も持込まれる事例があるのかと驚きの声が上がり、どこまで規制の網をかけていくべきかという議論がなされたところでした。

⑤遺産登録15周年に向けて

織委員 それでは次に、「⑤遺産登録15周年に向けて」について、小笠原村より説明をお願いします。こちらは、報告事項です。

小笠原村（井上） 2026年は小笠原諸島が世界自然遺産に登録されて15周年を迎える節目の年となります。これを契機として、様々な取組や普及啓発を進めたいと考えています。

まず、資料2－5です。村で作成を進めている生き物ハンドブック、仮称「オガニマル図鑑」について御説明します。これまでの普及啓発パンフレットは外来種対策や取組を中心とした読み物がほとんどでしたが、今回は生き物にスポットを当て、より身近な生き物を優先して選定しました。目次案として、「翼を持つ動物（鳥類、コウモリ）」、「爬虫類」、「虫（等脚類、クモ類含む）」、「水の生き物」など約250種を掲載する予定です。その他、絶滅した生き物やオガグワの紹介、域外保全の紹介などのコラムも充実させ、2ページのように島ごとの自然や取組も紹介したいと考えています。

3ページです。このように写真や特徴に加え、分布型や観察可能な場所等を紹介し、外来種についても「黒船軍団」と称して特徴や対策の目的を紹介する予定です。

4ページに抜粋ページとして掲載していますのは、例えば鳥類ではメジロやハハジマメグロなどです。現在作成を進めていますが、地域連絡会議の参画団体の皆様にもコメントをいただきやすく、個別に御相談させていただければと存じます。

もう一点、御報告です。こちらのウェブページを御覧ください（小笠原村観光局 | 小笠原DAY vol.11 開催のお知らせ <https://www.visitogasawara.com/news/news-7489/>）。遺産登録15周年を迎えて間もない2月8日に、竹芝旅客ターミナルにおいて「小笠原Day vol.11」というイベントが開催されます。こちらは小笠原ファンの方々が約1,500名来場される大規模なイベントで、その中で遺産管理機関として出展する予定です。遺産登録15周年、そして小笠原の進化をお伝えする形として、本年6月の大坂・関西万博で展示したパネルや、先ほど御紹介のあった西之島のパネルなども展示し、15周年の幕開けを盛り上げていきたいと考えております。

織委員 オガニマル図鑑は非常に充実したものが完成しそうですね。この図鑑は、完成し全島民に配布されるのでしょうか。

小笠原村（井上） 小・中・高校生全員には配布して活用してもらう予定です。しかしながら、140ページにも及ぶ分厚い冊子となるため、一般の方につきましては、希望された方に配布する形式にしたいと考えています。

織委員 140ページというのは大変なボリュームですね。来年に向けて、観光客向けにダイジェスト版のようなものを作成していただけると、読み物としても楽しんでいただけると思います。ガイドの方々などにも活用していただけると良いのではないかでしょうか。

母島観光協会（川畑） 観光でお越しになるお客様にも、大変喜ばれる内容であると思います。ぜひダイジェスト版の作成をお願いいたします。

織委員 素晴らしい内容ですので、様々な場面で活用されることを期待しています。

⑥熱帯魚採取の現状について

織委員 それでは次に、「⑥熱帯魚採取の現状について」、環境省より説明をお願いします。

環境省（藤田） 資料はございませんが、口頭で御報告します。第1回会議でも熱帯魚採取の話題が出ましたが、その後も、10月中旬頃から、熱帯魚を採取して島外へ搬出する動きがありました。私自身、採取者が宅配便の受付に熱帯魚を持ち込んでいる現場に駆けつけ、小笠原カントリーコード「4. 動植物を採らない、持ち込まない、持ち帰らない」に基づき御遠慮いただきたい旨の説得を試みましたが、カントリーコードには強制力がないため、止めることができませんでした。その後、運送会社において、「特約を結んでいない依頼主からの生きた動物は発送しない」という対応が取られ、現時点、宅配便による大量発送は抑えられている状態です。しかし、依然として動きがあると聞いていますので、詳細についてはオブザーバーの平野村議より御説明をお願いいたします。

小笠原村（平野村議） 前回の地域連絡会議の議題「熱帯魚の持ち出しに係る対応」において御報告した、運送会社へのカントリーコードの協力依頼について、9月より運用が開始されました。

先ほど環境省からも言及がありましたが、10月に出荷を目的とした持込みが発生しました。当初、運用について我々が協議していた担当部署とは異なる部署へ確認を行ってしまったため、特約店における認識に齟齬が生じ、当該出荷を阻止できなかつた事例が一度発生しました。この事象については私も把握し、あらかじめ協議を行っていた担当部署と改めて詳細を確認いたしました。その結果、制度の不備ではなく運用の誤りであった確認が取れたため、窓口にて適正な運用を徹底いただくようお伝えしました。翌便からは、実際に持出しができないよう御協力いただける体制となっています。本協力依頼の作成に当たっては、小笠原村を始め関係各省庁、父島・母島の漁協、及び父島・母島の観光協会の皆様に多大なる御協力と御尽力をいただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

その後の動向についてですが、実際に持出しを行っている内地の来島者は、以前はおがさわら丸の大部屋船室を利用していましたが、その後、個室である特1等を利用する形に変更したとの情報提供を受けています。小笠原海運では、船内でも持出し自粛のアナウンスを行っていただいていると伺っています。しかし、個室内にどのような形態で持ち込まれているかまでは確認できず、今後の対応には限界があるとの話を同社よりいただいております。当該来島者に関しては、再び特1等で来島していると聞いており、動向を注視しています。また、実際に採取を行う人物が手網のようなものを持って、一昨日ははじめ丸に乗船していたことを確認しています。持ち出しの実態までは確認できておりませんが、採取活動自体は継続していると推測されます。我々が把握していない方法を用いて持出しを行っている可能性が否定できないと考えています。

宅配便による大量発送は阻止できていると認識していますが、根本的な解決には至っていないと感じております。私は2024年4月に関係機関・団体の皆様にお集まりいただき、情報共有を行った上でカントリーコードの対応を進める場を設けさせていただき

ました。その後、ポスターによる周知や運送会社への協力依頼など、官公庁の御協力も得ながら、民間ベースで実施可能な対策は概ね行ってきたと考えています。

一方で、これ以上民間レベルで実施できることには限界があるとも感じています。本件は地域連絡会議にて環境省に取り上げていただき、ファシリテーターの織委員を始め、多くの関係機関の皆様にも地域の課題として認識いただいている状況です。民間ベースでの対応が困難である現状を踏まえ、官公庁として今後どのような対応が可能かについて、以前のように海上保安庁を始めとする関係団体・官公庁が集まり協議・検討する場を、ぜひ小笠原村主導で改めて設置していただきたく、要望いたします。

織委員 ありがとうございます。本件に関しまして、現状としては、環境省や民間の皆様の御尽力により宅配便による水際対策は講じられましたが、個室への持込み等については対応が困難という状況かと認識しています。法律に違反しているわけではないとはいえ、生態系への影響は否めず、そのような行為が横行している状況は看過できません。奄美大島においても同様に、シリケンイモリを数100匹単位で捕獲し、航空機で輸送するという事案が発生しています。これらは固有種や絶滅危惧種に指定されていない場合であっても、大量に採取・持出しされれば生態系への影響は必至ですし、たとえ持ち出しを発見できても、（地域によって遺伝的に異なる可能性があるため）元の環境へ復元できるわけではないという問題も孕んでいます。こうした状況に対し、ぜひ地域連絡会議として皆様からコメントをいただければと存じます。小笠原島漁業協同組合の新島さん、いかがでしょうか。

小笠原島漁業協同組合（新島） 島内から熱帯魚等を不法に、あるいは異常な数持ち出す行為が好ましくないことは重々理解しています。一方で、漁協といたしましては、産業としての側面も考慮していただきたいと考えています。以前から、カゴ漁の際に混獲される魚を出荷している事例もありますので、そうした正規の産業活動については区別していただきたいと思います。持出しそのものを全面的に禁止しシャットアウトしてしまうと、逆に密漁が増加する懸念もあります。したがって、一定のルールを設けた上で、そのルールに則った活動は可能にするなど、検討をお願いしたいと考えています。

織委員 ニーズとしては非常によく分かります。規制を強化すればイタチごっこになる可能性も否定できません。産業への配慮や、個人の趣味の範囲での採取等、許容される範囲をどのように設定するか、ルール作りのバランスが重要になるかと思います。小笠原ホエールウォッチング協会の辻井さんはいかがでしょうか。

小笠原ホエールウォッチング協会（辻井） 以前お話を伺ってから、その後の詳細な経緯については今回初めて拝聴しました。平野村議や行政を中心に、そこまで踏み込んだ対策を講じられていたことを初めて知りました。一点確認させていただきたいのですが、現状では宅配業者による熱帯魚の荷受けは完全に停止されているという認識でよろしいでしょうか。

小笠原村（平野村議） 完全に停止できているかと言われますと、断言は難しいところです。以前のように、最大サイズ（30kg）の荷物で、中身が海水や酒類等の液体であるとして発送するような、目に見える形での大量発送については阻止できていると認識しています。しかしながら、小口に分散させたり、発送人名義を変えるなどの手口を使わ

れた場合、全てを追跡することは困難であり、完全に止まっているとの確証までは持てていながらのが現状です。

小笠原ホエールウォッチング協会（辻井） 特定の人物からの発送については、ということですね。承知しました。ありがとうございます。

小笠原アイランズ農業協同組合・母島支店（門脇） 辻井さんの質問に関連して、母島での宅配便受付は当店と村役場があります。ちょうど今朝、当該人物がはじま丸に乗船した情報をいただき、「怪しい荷物があれば対応するように」との連絡を受けました。しかしながら、我々は採取者の顔も知りませんし、職員間では「荷物が水音を立てるようであれば確認しよう」等の周知は行っていますが、実際に現場で確実に対応できるかについては不安が残るところです。

織委員 法的権限がないため、強制力を持った開披検査や拒否は困難であるということですね。先ほどの説明では、当初、「水際での対応を試みたものの解釈の齟齬により阻止できなかった」とのことでしたね。

環境省（藤田） 当初、「特約でブロックできる」と理解したうえで、採取者を説得するために駆けつけたのですが、現場で宅配便のとある部署に確認したところ、運用の解釈の誤解から、「特約ではブロックできない」と言われてしまい、仕方なくカントリーコードでの説得を試みたところです。

織委員 今後は、運送業者側での阻止が可能となるのでしょうか。

小笠原村（平野村議） 今後の運用については、運送会社様の御協力により、中に熱帯魚等が入っている疑いのある荷物に関しては、開披確認を行うことについて承諾をいただいている。疑わしい荷物については開披を依頼し、これに御協力いただけない場合には荷受けを拒否するという形で、運送会社様とも連携して対応しています。

織委員 この場で即座に解決策を決めるものではありませんが、皆様に状況と懸念を共有いただき、対策の必要性を再認識できたかと思います。他に御意見ございますか。

IBO（鈴木） 個人の意見として申し上げます。平野村議のコメントにもありましたとおり、民間レベルで実施できる対策には限界があり、既にその限界点まで来ている感覚がございます。織委員から「この件を地域連絡会議としてどう捉えるか」との投げかけがありましたが、次のステップに進めるためには、漁協様からのコメント等も添えた上で、地域連絡会議における議論の到達点として、管理機関等へ正式に議題として投げかけるべきだと考えます。民間として最大限の努力を行ってきた結果、既存の枠組みでは限界があることが明らかになりました。これは新しい制度や仕組みを構築しなければならないという話であり、地域連絡会議の中だけで完結する話ではないと考えます。科学委員会や管理機関の事務局会議など、適切な場へボールを投げるべき段階に来ているのではないでしょうか。そうしなければ、この問題が再び地域連絡会議に戻ってきてしまい、根本的な解決が更に難しくなるのではないかと懸念しています。

織委員 今回の議論を踏まえ、本件が重要な問題であるとの認識で合意が得られれば、次のステップの是非を検討していただくよう、地域連絡会議から提言等の形で発出することも一つの方法かと思います。皆様、いかがでしょうか。特に反対意見がなければ、父島会場の皆様、また行政機関の皆様も含め、現状の懸念を共有し、具体的なアクション

ンに向けて議論を進める必要があるとの認識で一致しているかと思います。私の提案としましては、地域連絡会議として、この問題に関する懸念を表明し、行政機関に対して次のステップでの検証を求める提言を行いたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

小笠原村（金子副村長） 前回の地域連絡会議でも様々な御意見があり、島民の皆様が多くの懸念をお持ちであることは承知しています。平野村議を始め、多くの皆様の御協力により対応が進められる中で、民間の限界が見えてきているという点も理解しました。次のステップという表現が適切かは分かりませんが、行政的な側面から今一度この問題を検証する場を設けることについては賛同します。ただし、前回議論になったような、いきなり条例化を目指すといった一足飛びの話になると、論点が異なってくると考えます。まずは既存の制度の整理や、個人の行為から全体への規制へと話が広がる中で、何を可とし、何を不可とするのか、そうした基本的な整理から始める必要があると感じています。

織委員 おっしゃるとおり、一足飛びに法規制となると様々な軋轢も生じかねません。先ほどの新島さんの御意見のように産業への配慮やバランス、実務上の課題等も踏まえ、まずは「行政的な検証を行う場を設けていただきたい」という趣旨の提言を、地域連絡会議から出させていただく形にしたいと思います。

小笠原村（金子副村長） 承知しました。引き続き、関係者の皆様には御協力をいただきながら、進めてまいりたいと思います。

織委員 文書化等の具体的な形式については検討しますが、地域連絡会議として懸念を共有し、次の段階として問題点の整理や限界点の検証を行う場の設置を求める提言を出させていただく、ということでまとめさせていただきます。

■ (3) その他

織委員 最後に、参画団体の皆様から共有したいことなどはありますか。

小笠原村（宮城村議） 9月の議会で質問させていただきましたが、ミズナギドリに配慮した光害のガイドラインを今後作っていくという話について、状況を伺いたいと思います。今シーズンの保護状況をご報告しますと、10月31日から12月8日までの期間において、母島では合計79羽のミズナギドリが落下し保護されましたが、そのうち7羽が死亡しております。また、保護された個体のうち33羽が静沢ダム及び漁港周辺で発見されており、これは全体の半数近くを占める状況となっております。現状においてもウミガメに配慮した照明を使用しているものと認識しておりますが、相当数のミズナギドリが保護されている現状を踏まえ、本ガイドラインの進捗状況についてお伺いしたいと思います。

織委員 前回会議において議題「光害に対する小笠原全体での指針・ルール作り」を御説明いただいた IBO の鈴木さん、お願いします。

IBO（鈴木） 光害ガイドラインについてですが、現在、島内の各種団体の皆様へのヒアリングや協議を開始している最中です。前回の地域連絡会議にて方向性を提示させていただいた後、各方面から「非常に良い取組であり、ぜひ前に進めるべきだ」という、

予想以上に多くの賛同意見をいただきました。現在はその方針に沿って作業を進めております。スケジュールとしては、来夏の地域連絡会議において、正式にガイドラインを発表できるよう目指して進行しています。母島においても御意見を伺い、議論をさせていただきたいと考えておりますので、その際はよろしくお願ひいたします。

また、先ほど宮城村議より御指摘のあった点は具体的かつ非常に重要です。父島での保護事例は20~30件程度でしたが、ここ数年、母島での数が急増しており、我々もその点に注目しています。御指摘のとおり、特定の照明が、いわゆる「キラーポイント」のように、事故が集中する要因となっている箇所が見受けられます。そこで、この場をお借りして各管理機関の皆様に逆にお願いがございます。ガイドライン策定までにはまだ時間を要しますが、それまでのタイムラグを埋めるためにも、今年度以降、あるいは来春に向けた新規事業、特に屋外に大型照明を設置するような施設の建設に当たっては、その設計段階において、照明の種類や配置等について事前にヒアリングや意見交換の機会を設けていただきたいと考えております。現在抱えている案件や今後の新規事業に関して、そのようなフォローアップをお願いいたします。

織委員 非常に重要な視点だと思います。既存の環境配慮指針に加え、光害についても配慮が必要です。父島では対策が講じられている箇所がある一方で、配慮がなされていない箇所も見受けられますので、これから新たに設置される設備については、十分な配慮をお願いしたく思います。小笠原支庁土木課、小笠原村、港湾関係者の皆様におかれましては、ぜひよろしくお願ひいたします。

3.閉会

織委員 それではお時間となりました。今回も充実した議論ができたと思います。閉会に当たり、金子副村長より御挨拶をお願いします。

小笠原村（金子副村長） 僕越ながら、閉会に当たり御挨拶申し上げます。本会議でも言及がございましたが、来年は遺産登録15周年を迎えます。発足当初より関わっている方は減少しておりますが、地域連絡会議の特性上、人が変わっていくことはむしろ良いことだと私は思っています。一方で、当初からの経緯を振り返りますと、遺産価値に関わる希少動植物の保全、そしてそれに伴う外来種対策というものが大きなテーマとして存在しており、今回の母島に関する議題でも取り上げられたマイマイやオガサワラカワラヒワ、またそれらに関連するプラナリア、ノネコ、ネズミ等の課題については、継続して注視している状況にあります。近年、本地域連絡会議で取り上げる議題も、地域の皆様に深く関わる内容が増加し、多様化していると感じております。今回であれば「ははの湯」、シュロ葉葺き用ビロウの採取、ペット条例、熱帯魚の持ち出し問題など、身近な生活に深く関わるテーマが増えてきている印象を持ちました。

その中で、今回特に印象深かったのは、吉田委員長より紹介いただいた「IUCN世界遺産Outlook4」についてです。要約を御説明いただきましたが、私なりに解釈しましたところ、「高い脅威が存在するものの、関係者の目覚ましい努力により対処されている」との評価であると受け止めました。その中で、吉田委員長より補足していただいたとおり、アカガシラカラスバトやオガサワラカワラヒワのワークショップ等の取組が評

価されている点は、関係機関のみならず地域の方々を始めとする多くの方々の尽力が実を結び、あるいは実を結びつつあることが評価されたものであり、非常に重要なことであると考えております。今後の対策において、ゴールが見えにくく困難の多い現場ではありますが、このように客観的な評価をいただいたことは、大きな励みになると感じました。来年も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。皆様、良いお年をお迎えください。

織委員 今日は母島会場の開催で活発な議論ができたと思います。皆様、ありがとうございました。本年も大変お世話になりました。来年もよろしくお願ひいたします。

環境省（藤田） 金子副村長、織委員、皆様、ありがとうございました。

本日の資料は追って小笠原世界遺産センターホームページで公開させていただく予定です。以上をもちまして、「令和7年度第2回小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議」を終了いたします。本日は長時間に渡り、ありがとうございました。

(了)